

個人事業主も対象です！

新型コロナウイルス感染症対策 固定資産税（家屋・償却）等の軽減について

新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少した中小事業者（法人・個人事業主）が所有する「事業用家屋」「償却資産」について、来年度（令和3年度）分の固定資産税・都市計画税を軽減します。

また、今年度（令和2年度）分については、申請により、納期限から最長1年間、徴収の猶予（担保・延滞金なし）が適用される場合があります。

要件によっては、今年度の徴収猶予と来年度の軽減措置を組み合わせることができます。

徴収猶予と組み合わせた軽減のイメージ

今年度（R2年度）	来年度（R3年度）		R4年度以降
<p>償却資産</p> <p>事業用家屋</p> <p>徴収猶予※1</p>	<p>償却資産</p> <p>事業用家屋</p> <p>軽減措置※2 (0または1/2)</p>	<p>償却資産</p> <p>事業用家屋</p>	
R2年度分	R2年度分 (猶予された分)	R3年度分	R4年度分

※1 令和2年度の徴収猶予（特例制度）は、令和2年2月以降の任意の1ヶ月の収入の前年同期の概ね20%減少し、かつ一時的に納付が困難であることが要件となります。

※2 令和3年度固定資産税等の軽減の割合は、令和2年度の連続する3ヶ月の収入の減少率によります

※3 令和3年度は評価替年度のため、家屋の評価額が変動する可能性があります

軽減を受けるには、**認定経営革新等支援機関等**（税理士・商工会・信用金庫等）に、「中小事業者であること」「事業収入が減少していること」「対象となる事業用家屋等」の**確認を受けることが必要**です。詳しくは中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/> をご確認ください。

問い合わせ・手続き

徴収猶予の相談 → 受付中です。徴税課徴税係（内線2441）へご相談ください。

固定資産税等の軽減 → 令和3年1月からの受付を予定しています。
問い合わせ先：課税課家屋資産税係（内線2437）

あきる野市 042-558-1111